

2. 再審支援事件の成果

次の表は、これまでに日弁連が支援して無罪が確定した事件をまとめたものである。

日弁連支援の無罪確定事件

(2012年10月31日現在)

事件名	事件発生年月日 支援決定または 事件委員会設置日	確定判決年月日 上訴棄却年月日	確定判決 裁判所	確定判決	再審開始決定年月日 裁判所	無罪判決年月日 裁判所
吉田	1913(T2). 8.13 1961(S36).6.17 委員会設置	1914(T3). 7.31 1914(T3).11.4	名古屋控訴院	無期懲役	1961(S36). 4.11 名古屋高裁	1963(S38). 2.28 名古屋高裁
弘前	1949(S24). 8. 6 1971(S46).9.17 委員会設置	1952(S27). 5.31 1953(S28). 2.19	仙台高裁	懲役15年	1976(S51). 7.13 仙台高裁異議審	1977(S52). 2.15 仙台高裁
加藤	1915(T4). 7.11 1969(S44).6.17 委員会設置	1916(T5). 8. 4 1916(T5).11.7	広島控訴院	無期懲役	1976(S51). 9.18 広島高裁	1977(S52). 7. 7 広島高裁
米谷	1952(S27). 2.25 1967(S42).3月 委員会設置	1952(S27).12. 5 1953(S28). 8.22	青森地裁	懲役10年	1976(S51).10.30 仙台高裁抗告審	1978(S53). 7.31 青森地裁
滝	*1950(S25). 5.20 1964(S39).1.31 委員会設置	1953(S28). 6.13 控訴取下	東京地裁	*懲役5年 無期他	1980(S55).10.16 東京地裁	1981(S56). 3.27 東京地裁
免田	1948(S23).12.29 1961(S36).9.23 委員会設置	1950(S25). 3.23 1951(S26).12.25	熊本地裁 八代支部	死刑	1979(S54). 9.27 福岡高裁抗告審	1983(S58). 7.15 熊本地裁 八代支部
財田川	1950(S25). 2.28 1976(S51).9.17 委員会設置	1952(S27). 2.20 1957(S32). 1.22	高松地裁 丸亀支部	死刑	1979(S54). 6. 7 高松地裁差戻審	1984(S59). 3.12 高松地裁
松山	1955(S30).10.18 1962(S37).11.20 委員会設置	1957(S32).10.29 1960(S35).11. 1	仙台地裁 古川支部	死刑	1979(S54).12. 6 仙台地裁差戻審	1984(S59). 7.11 仙台地裁
徳島	1953(S28).11. 5 1959(S34) 委員会設置	1956(S31). 4.18 1958(S33). 5.12 上告取下	徳島地裁	懲役13年	1980(S55).12.13 徳島地裁	1985(S60). 7. 9 徳島地裁
梅田	1950(S25).10.10 1964(S39).1.31 委員会設置	1954(S29). 7. 7 1957(S32).11.14	釧路地裁 網走支部	無期懲役	1982(S57).12.20 釧路地裁 網走支部	1986(S61). 8.27 釧路地裁
島田	1954(S29). 3.10 1977(S52).3.18 委員会設置	1958(S33). 5.23 1960(S35).12.15	静岡地裁	死刑	1986(S61). 5.30 静岡地裁	1989(H1). 1.31 静岡地裁
榎井村	1946(S21). 8.21 1990(H2).3.16 支援決定	1948(S23).11. 9 1949(S24). 4.28	高松高裁	懲役15年	1993(H5).11. 1 高松高裁	1994(H6). 3.22 高松高裁
足利	1990(H2). 5.12 2002(H14).12.20 支援決定	1993(H5). 7. 7 2000(H12). 7.17	宇都宮地裁	無期懲役	2009(H21). 6.23 東京高裁	2010(H22). 3.26 宇都宮地裁
布川	*1967(S42). 8.28 1978(S53).9.13 委員会設置	1970(S45). 10. 6 1978(S53). 7. 3	水戸地裁 土浦支部	*無期懲役 懲役2年	2005(H17). 9.21 水戸地裁土浦支部	2011(H23). 5.24 水戸地裁土浦支部

(無罪判決の年月日順)

- 【注】1. 滝事件における事件発生年月日「*1950(S25).5.20」は、再審により無罪となった事件の発生日であり、同事件の確定判決「*懲役5年」は、再審により確定判決のうち懲役5年の部分が無罪となった。
2. 布川事件における事件発生年月日「*1967(S42).8.28」は、再審により無罪となった強盗殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により強盗殺人事件については無罪となった(余罪については懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決であった)。